

鳥取県告示第 171 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町小河内字麦ヶ谷643の1、字五郎比ヶ谷707の1、708の1、709の1、709の2、字柳田上エ735から738まで、739の1、739の2、740から742まで、字布瀬谷山774の1、774の2、774の4、774の6から774の12まで、774の14から774の16まで、字滝ヶ谷799の1、本郷字岩田1477、1478、1482、1483、字モチガ谷奥平ラ1875、字モチガ谷1878から1882まで、字御崎ノ谷1885、1886、榎市字竹ノ谷884、885、892、894、897の3、898、900

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

榎市字竹ノ谷884・897の3・898（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）